

化学物質管理レベル分類表

「レベル1 使用禁止物質」：表1-1

国内外の法規制により使用を禁止した化学物質。又は、顧客要求で禁止する化学物質

【保証値】：表1-1

ワコム電創に納入される資材、およびワコム電創の出荷製品において保証すべき濃度

【管理値】：表1-2

意図的使用、混入がなければ超えないと考えられる含有濃度で、

ワコム電創と仕入先様で管理するための濃度

万一、禁止物質の不純物としての含有濃度が管理値を超えた場合には、

再分析、含有理由の明確化、および含有濃度への管理値未滿への低減の

ご協力を相談させていただきます。

「レベル2 使用制限物質」：表2

国内外の法規制及び顧客要求により、製品への含有を時期を定めて禁止する化学物質

「レベル3 管理物質」：表3

現時点で廃止又は削減目標を設定しないが、製品への含有を把握する化学物質

付則

1. 本基準を超える基準値が仕様書・図面等で示される場合があります。この場合は仕様書・図面等を優先します。
2. 本基準は、JIG-101 に準拠しています。さらに、REACH 規則のSVHC(高懸念物質)、顧客要求など社会状況に基づき当社独自に選定した化学物質・閾値を追加したものです。
3. REACH 規則のSVHC 物質には、※印を付けています。

表1-1「レベル1 使用禁止物質」

1. カドミウム及びその化合物		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
カドミウム	7440-43-9	顔料、耐蝕表面処理、電池、接点、 光学材料、ポリ塩化ビニル安定剤
酸化カドミウム	1306-19-0	
硫化カドミウム	1306-23-6	
塩化カドミウム	10108-64-2	
硫酸カドミウム	10124-36-4	
<p>対象範囲：下記のいずれかに該当するものは使用禁止とします。</p> <p>①意図的添加がある場合</p> <p>②不純物で100ppmを超える含有がある場合</p> <p>③RoHS 指令の対象製品外で、その用途が表面処理、着色剤、プラスチック安定剤のときでは、75ppmを超える含有がある場合</p> <p>④カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途でのカドミウムの使用 <除外対象項目></p> <p>下記の要件に従うものは使用可能とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気接点中のカドミウムおよびカドミウム化合物ならびにカドミウムめっき ・光学及びフィルターガラス中のカドミウム 		
2. 六価クロム化合物		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	顔料、塗料、インキ、触媒、 防食表面処理、染料、防錆
三酸化クロム	1333-82-0	
クロム酸カルシウム	13765-19-0	
クロム酸鉛 ※	7758-97-6	
重クロム酸カリウム	7778-50-9	
クロム酸カリウム	7789-00-6	
重クロム酸ナトリウム・二水和物 ※	7789-12-0	
<p>対象範囲：下記のいずれかに該当するものは使用禁止とします。</p> <p>①意図的添加がある場合</p> <p>②不純物で1000ppmを超える含有がある場合</p> <p>③カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途での六価クロムの使用 <除外対象項目></p> <p>下記の要件に従うものは使用可能とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム 		

3. 鉛及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
鉛	7439-92-1	顔料、塗料、ゴム硬化剤、 プラスチック安定剤、電池、ゴム加硫剤、 ハンダ、ガラス、快削合金、合金成分、 各種樹脂添加剤
炭酸鉛	598-63-0	
酸化鉛(Ⅳ)	1309-60-0	
酸化鉛(Ⅱ, Ⅳ)	1314-41-6	
硫化鉛(Ⅱ)	1314-87-0	
酸化鉛(Ⅱ)	1317-36-8	
塩基性炭酸鉛(Ⅱ)	1319-46-6	
炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1344-36-1	
硫酸鉛(Ⅱ)	7446-14-2	
リン酸鉛(Ⅱ)	7446-27-7	
クロム酸鉛	7758-97-6	
チタン酸鉛	12060-00-3	
硫酸鉛	15739-80-7	
三塩基性硫酸鉛	12202-17-4	
ステアリン酸鉛	1072-35-1	
二塩基性ステアリン酸鉛	56189-09-4	
ヒ酸鉛 ※	7784-40-9	

対象範囲: 下記のいずれかに該当するものは使用禁止とします。

①意図的添加がある場合

②不純物で300ppmを超える含有がある場合。

[対象部位・材料]

- ・プラスチック樹脂(ゴム・フィルム含む)
- ・塗料、インキ、顔料、染料
- ・ポリ塩化ビニル電線のポリ塩化ビニル樹脂被覆中

③不純物で1000ppmを超える含有がある場合。

[対象部位・材料]

・②以外の部位・材料

④カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途での鉛の使用

⑤電池・蓄電池の用途に対して、その総重量に対する鉛含有量が0.4%以上の場合

<除外対象項目>

下記要件に従うものは使用可能とします。

・合金成分として、鋼材の重量の0.35%までの鉛、アルミ材の重量の0.4%までの鉛、及び鋼材の重量の4%までの鉛

・高融点タイプのはんだ中の鉛(すなわち、85%以上の鉛を含む鉛ベースの合金)

・サーバー、ストレージ及びストレージ・アレイ・システム用、スイッチ切り替え、信号発信、転送、ならびに電気通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ装置用のはんだ中の鉛

・鉛-青銅製のベアリングのシェル(さや)およびブッシュ(穴の内面にはめ込む円筒部品)の中の鉛

・compliant-pinコネクタ・システムに使用される鉛

・熱伝導モジュールCリングのためのコーティング材としての鉛

・光学及びフィルターガラス中の鉛

・スズ-鉛含有量にして重量比80%以上85%以下の鉛含有物を有する、ピンとマイクロプロセッサのパッケージとの接続用の2つ以上の要素からなるはんだ中の鉛

・半導体die と集積回路フリップチップパッケージ内のキャリアとの間の実行可能な電氣的接続を完成するためのはんだ中の鉛

・7(c)-Ⅰ キャパシター中の誘電セラミック以外のセラミックまたはガラス中に鉛を含有する電気電子部品(例:圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックマトリックス化合物中に鉛を含む電気電子部品

・7(c)-Ⅱ AC125VあるいはDC250V以上の電圧用のキャパシター中の誘電セラミックスに含まれる鉛

・7(c)-Ⅲ AC125VあるいはDC250V未満の電圧用のキャパシター中の誘電セラミックスに含まれる鉛

(7(c)-Ⅲのみ、除外終了期限は2013年1月1日となります。これは社会動向によりさらに早まる可能性もあります。)

注記 7(c)-Ⅰ、7(c)-Ⅱ、7(c)-ⅢはEU RoHS指令の適用除外番号です。

4. 水銀及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
水銀	7439-97-6	電池、蛍光材料、接点、温度計、顔料
塩化水銀(Ⅱ)	7487-94-7	

対象範囲: 下記のいずれかに該当するものは使用禁止とします。

- ①意図的添加がある場合
- ②不純物で1000ppmを超える含有がある場合
- ③カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途での水銀の使用
- ④電池への使用に関して、5ppmを超える水銀の使用。ただし、ボタン電池では2%を超える水銀の使用

<除外対象項目>

下記要件に従うものは使用可能とします。

- ・ランプ1本あたり5mgを超えない範囲でコンパクト蛍光ランプに含まれる水銀
- ・一般照明用の直管形蛍光ランプに含まれる以下のものを越えない水銀

Halophosphate(ハロゲン化リン酸塩) 10mg

通常の寿命を有する三リン酸塩 5mg

長い寿命を有する三リン酸塩 8mg

- ・特殊用途用の直管形蛍光ランプに含まれる水銀

- ・本項目で特に定められていないランプに含まれる水銀

5. ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
デカブロモビフェニル	13654-09-6	難燃剤
3,3',4,4'-プロモビフェニル	77102-82-0	
2,2',4,5,5'-プロモビフェニル	67888-96-4	

対象範囲: 下記のいずれかに該当するものは使用禁止とします。

- ①意図的添加がある場合
- ②不純物で1000ppm を超える含有がある場合

6. ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	難燃剤
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	

対象範囲: 下記のいずれかに該当するものは使用禁止とします。

- ①意図的添加がある場合
- ②不純物で1000ppm を超える含有がある場合

7. アスベスト類

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
アスベスト	1332-21-4	電気絶縁体、充填材、断熱材、摩擦材
アクチノライト	77536-66-4	
アモサイト	12172-73-5	
アンソフィライト	77536-67-5	
クリソタイル	12001-29-5	
クロシドライト	12001-28-4	
トレモライト	77536-68-6	

対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。

- ①意図的添加がある場合

8. ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	1336-36-3	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、
ペンタクロロビフェニル	25429-29-2	可塑剤、塗料溶媒、熱媒体
PCT(ポリ塩化ターフェニル)	61788-33-8	
対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。		
①意図的添加がある場合		
②製造工程などで非意図的に生成される場合などで、材料あたり50ppmを超える含有がある場合。		
9. ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3 以上)		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3 以上)	70776-03-3	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤、
ペンタクロロナフタレン	1321-64-8	電気絶縁媒体、難燃剤
対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。		
①意図的添加がある場合		
10. 短鎖型塩化パラフィン		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
塩化パラフィン(C10-13)※	85535-84-8	難燃剤、ポリ塩化ビニル可塑剤
対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。		
①意図的添加がある場合。ただし、ポリ塩化ビニルは別途含有管理物質として取り扱い、塩化パラフィンには含めません。		
11. アゾ染料・顔料(特定アミン)		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	—	顔料、染料、着色剤、コンデンサのモールド
4-アミノビフェニル	92-67-1	
ベンジン	92-87-5	
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2	
2-ナフチルアミン	91-59-8	
4,4-ジアミノジフェニルメタン ※	101-77-9	
対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。		
①意図的添加がある場合		
<除外対象項目>		
下記要件に従うものは使用可能とします。		
・人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性のない部位への使用		
例: 包装材など		
12. オゾン層破壊物質		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
対象となる物質はモントリオール議定書の付属書で定める物質		冷媒、消化剤、発泡剤、洗浄剤、薫蒸
対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。		
①意図的添加がある場合		
<除外対象項目>		
下記要件に従うものは使用可能とします。		
・ハロゲンランプにおける付属書Eのグループ I で定める臭素化メチルの使用		
13. ホルムアルデヒド		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ホルムアルデヒド(モノマー);ホルマリン	50-00-0	防腐剤
対象範囲: 下記のいずれかに該当するものは使用禁止とします。		
①プラスチック樹脂/繊維で75ppmを超える含有がある場合		
②繊維板、合板等の木工製品で、チャンバー法0.1ppmを超えて検出されるもの		
14. ポリ塩化ビニル(PVC)		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ビニル(PVC)	9002-86-2	塩ビ樹脂、包装材、絶縁材
対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。		
①包装材(袋、テープ、結束バンド等)、ケース、熱収縮チューブへの意図的添加		
<除外対象項目>		
下記要件に従うものは使用可能とします。		
・塗料、インキ、線材被覆、絶縁キャップ(コンデンサー、スイッチ、ヒューズ等)等への使用は管理対象とします。		

15. パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩、及びパーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)		
対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
パーフルオロオクタンスルホン酸	1763-23-1	フトリソグラフィ、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙及び包装のコーティング材
パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド	307-35-7	
ヘプタデカフルオロオクタン	29457-72-5	
ヘプタデカフルオロオクタン	2795-39-3	
ノナデカフルオロノナン	17202-41-4	

対象範囲：下記に該当するものは使用禁止とします。

①意図的添加がある場合

<除外対象項目>

下記要件に従うものは使用可能とします。

①フトリソグラフィ・プロセスのためのフォトレジストまたは反ミラー・コーティング

②フィルム、書類、または印刷版に適用される写真コーティング

③2013年5月まで、次の特定の金属めっき中における0.1%未満の含有

(a)クロム電気めっき、クロム陽極処理およびリバース・エッチング(anodizing and reverse etching);

(b)非電着性金属析出ニッケル-ポリテトラフルオロエチレンめっき;および

(c)硬化前のプラスチック基板のエッチング

16. フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)類

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
4 フッ化炭素(パーフルオロメタン)	75-73-0	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)類
パーフルオロエタン(ヘキサフルオロエタン)	76-16-4	
パーフルオロプロパン(オクタフルオロプロパン)	76-19-7	
パーフルオロブタン(デカフルオロブタン)	355-25-9	
パーフルオロペンタン(ドデカフルオロペンタン)	678-26-2	
パーフルオロヘキサン(テトラデカフルオロヘキサン)	355-42-0	
パーフルオロシクロブタン	115-25-3	
6 フッ化硫黄(SF6)	2551-62-4	
トリフルオロメタン-(HFC-23)	75-46-7	
ジフルオロメタン(HFC-32)	75-10-5	
フッ化メチル-(HFC-41)	593-53-3	
2H,3H-デカフルオロペンタン(HFC-43-10mee)	138495-42-8	
ペンタフルオロエタン(HFC-125)	354-33-6	
1,1,2,2-テトラフルオロエタン(HFC-134)	359-35-3	
1,1,1,2-テトラフルオロエタン-(HFC-134a)	811-97-2	
1,1-ジフルオロエタン-(HFC-152a)	75-37-6	
1,1,2-トリフルオロエタン-(HFC-143)	430-66-0	
1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)	420-46-2	
2H-ヘプタフルオロプロパン-(HFC-227ea)	431-89-0	
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)	677-56-5	
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)	431-63-0	
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)	690-39-1	
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)	679-86-7	
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)	460-73-1	
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン(HFC-365mfc)	406-58-6	
4 フッ化炭素(パーフルオロメタン)	75-73-0	

対象範囲：下記に該当するものは使用禁止とします。

①意図的添加がある場合

17. ベンゾトリアゾール

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
2-(2'-ヒドロキシ-3', 5'-ジ-tert-ブチルフェニル)ベンゾトリアゾール	3846-71-7	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキング、シール用充填材(紫外線吸収剤)

対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。

①意図的添加がある場合

注記 JIGでの表記: フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)と同じ物質です。

18. フマル酸ジメチル(DMF)

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
フマル酸ジメチル(DMF)	624-49-7	防湿剤、防カビ剤

対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。

①意図的添加がある場合

注記 ジメチルフマレートと同じ物質です。

19. ヘキサクロロベンゼン

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	殺菌剤、防かび剤、防汚剤、合成中間体

対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。

①意図的添加がある場合

20. 三置換有機スズ化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)※	56-35-9	塗料、顔料、防腐剤、冷媒、発泡剤
トリフェニルスズ＝N,N-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9	顔料、塗料、難燃剤、安定剤、n型ドーパント
トリフェニルスズ＝フルオリド	379-52-2	
トリフェニルスズ＝アセタート	900-95-8	
トリフェニルスズ＝クロリド	639-58-7	
トリブチルスズ＝アセタート	56-36-0	
ビス(トリブチルスズ)＝フマレート	6454-35-9	
トリブチルスズ＝ラウレート	3090-36-6	
トリオクチルスズ＝クロリド	2587-76-0	
トリエチルスズ＝ヒドロキシド	994-32-1	
トリエチルスズ＝クロリド	994-31-0	

対象範囲: 下記のいずれかに該当するものは使用禁止とします。

①意図的添加がある場合

②不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合

注記 1 三置換有機スズ化合物とは、3つの有機置換基を有するスズ化合物で、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)のような化合物を指します。

参照法規制原文名称: Trisubstituted organostannic compounds

注記2 対象範囲の濃度は、金属換算したスズ質量による濃度とします。

21. ジブチルスズ化合物(DBT)

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ジブチルスズオキシド	818-08-6	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
ジブチルスズアセタート	1067-33-0	
ジブチルスズジラウレート	77-58-7	

対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。

①均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合

<除外対象項目>

下記に該当する場合、2014年6月30日まで含有できます。(EUでの上市期限:2014年12月31日)

- (1)成分および2成分室温加硫シーラント(RTV-1 RTV-2 シーラント)および接着剤
- (2)成形品に塗布される場合、DBT化合物を促進剤として含む塗料およびコーティング
- (3)ソフト塩ビ自体であれ、硬質PVCとの同時押出であれ、ソフト塩ビ(PVC)プロフィール
- (4)屋外用途を目的とする場合、DBT化合物を安定剤として含むPVCでコーティングされた布地
- (5)屋外雨水パイプ、側溝およびフィッティング、ならびに屋根ふき材とファサード用カバー材料

注記 対象範囲の濃度は、金属換算したスズ質量による濃度とします。

22. ジオクチルスズ化合物(DOT)

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ジオクチルスズオキシド	870-08-6	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8	

対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。

① 下記の対象において、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合

- (1) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品
- (2) 育児用品
- (3) 2 成分室温加硫モールドイングキット(RTV-2 シーラントモールドイングキット)

注記 対象範囲の濃度は、金属換算したスズ質量による濃度とします。

23. パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及びそのエステル

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
パーフルオロオクタン酸(PFOA) (*)	335-67-1	フトリソグラフィ、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙及び包装材のコーティング材、プラスチックの安定剤
パーフルオロオクタン酸アンモニウム(APFO) (*)	3825-26-1	
パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5	
パーフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8	
パーフルオロオクタン酸の銀塩	335-93-3	
パーフルオロオクタン酸フルオリド	335-66-0	
パーフルオロオクタン酸メチル	376-27-2	
パーフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5	

対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。

- ① 部品の均質材料中に1000ppm を超える含有がある場合。
- ② 化学品(液体混合物中など)の均質材料中に10ppm を超える含有がある場合。
- ③ 織物、繊維、カーペット、およびその他のコーティングされた部品中に1μ g/m² を超える含有がある場合。

24. リン酸トリス(TCEP、TCPP、TDCPP)

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP) ※	115-96-8	プラスチック、樹脂、繊維、布材料の難燃剤
リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	13674-84-5	
リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	13674-87-8	
別名、トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート		

対象範囲: 下記に該当するものは使用禁止とします。

① 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合。

注記 米国バーモント州難燃剤規制による。

25. フタル酸 I (DEHP、DBP、BBP、DIBP)

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) ※	117-81-7	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤
フタル酸ジブチル(DBP) ※	84-74-2	
フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※	85-68-7	
フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※	84-69-5	

対象範囲: 下記のいずれにも該当するものは使用禁止とします。

- ① 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合。
- ② 室内使用向け物品。または皮膚または粘膜に接触する可能性のある部材を有する物品。

26. ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ヘキサブロモシクロドデカン※	25637-99-4 ※	難燃剤、はんだ
	4736-49-6	
	65701-47-5	
	138257-17-7	
	138257-18-8	
	138257-19-9	
	169102-57-2	
	678970-15-5	
	678970-16-6	
	678970-17-7	
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン※	3194-55-6	
α-ヘキサブロモシクロドデカン※	134237-50-6	
β-ヘキサブロモシクロドデカン※	134237-51-7	
γ-ヘキサブロモシクロドデカン※	134237-52-8	

対象範囲: 下記のいずれかに該当するものは使用禁止とします。

- ①意図的添加がある場合。
- ②均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合。